

中農政第208号  
令和6年11月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中泊町長 濱 館 豊 光

市町村名 (市町村コード)	中泊町 (387)
地域名 (地域内農業集落名)	小泊地区 ( 小泊・折戸・下前 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

小泊地区は、水稻を中心とした土地利用型農業が主体であり、耕作者の約33%が65歳以上の農業者である。認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んでいるが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にある。高齢化により農地所有者から農地の貸付等の意向が強まることが予測される中、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるため、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることが課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻は省力化を図り、高収益作物を適切に組み合わせた複合経営を推進し、安定した所得向上を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	146.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員会と連携し、農地の引き受けに意欲的な担い手(認定農業者等)を中心に農地の集積・集約を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会等の関係機関と連携し、農地の貸借等を仲介する調整活動を行うとともに、担い手の意向を踏まえながら農地中間管理機構を活用していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

水田は基盤整備され担い手への農地の利用集積が進んでいる。今後、耕作条件改善事業等の要望があった場合は推進に協力していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

職業としての農業の魅力を発信するとともに、西北地域県民局、農業委員会、JAや農業教育機関等の関係団体と連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受委託の活用の周知等を行う。